

は、協議会の収支は、解散の日をも
って打切り、会長であった者がこれ
を決算する。

2、前項の規定による決算は、事務
を承継した関係町村長においてこ
れを監査委員の監査に付し、その
意見を付して議会の認定に付さな
ければならない。

第二十八条 この規約に定めるもの
ほか、協議会の運営その他必要な事
項は会長が別に定めることができる。

附 則

この規約は昭和五十年十月一日か
ら施行する。

この規約に基づいて「特殊教育推進
協議会運営規則」を定め、これにより
「判別・就学指導委員会」を設置し、
「心身障害児判別・就学指導委員会運
営要綱」によって運営しております。

なお、本官方面における心身障害児
判別・就学指導業務の年間の流れは、
次のとおりであります。

県下各市町村で今後、心身障害児の
判別・就学指導業務を共同で管理し、
処理するための「就学指導委員会」を
共同設置する場合、その手続き及びそ
の運営のしかたについては、「本宮町」
「大玉村」「白沢村」の共同実践が参考
となるものと思えます。

四、各種講習会、長期・短期の研
修派遣

教育は施設・設備の充実もさること
ながら、児童生徒の教育に直接携わる
教員の資質が重要なことは、「教育は人
なり」という古くからのことばにもい
われているところであります。

特に心身障害児教育は、まだ未開拓
分野の教育であり、特別な専門的知識
技術を有する熱意ある教員による教育
内容・教育方法の絶えざる研究開発が
なされなければなりません。

県教育委員会では、このことにかん
がみ、かねてから特殊教育担当教員の
研修に努力しております。

また、昭和五十二年の教員採用選
考試験にあたっては、本県特殊教育諸
学校教員に熱意ある有資格者を得るた
めの施策として、盲学校、聾学校及び
養護学校の教員免許状を所有する者で
特殊教育諸学校勤務希望者を募ってお
ります。

以下、昭和五十一年度の特殊教育関
係の研修会等の状況を述べます。

(1) 免許法認定講習

県内現職教員の資質の向上を図り、
あわせて特殊教育諸学校教諭普通免許
状を受けるために必要な単位の一部を
修得させることを目的として、教育職
員免許法に基づき開設する講習であり
ます。

開講される講座は次のとおりであり
ます。
養護学校関係

講習会等名	参加対象者	開催期間	参加者数
特殊教育教養講座	特殊学級設置小中学校長等	2日	120名
在宅心身障害児巡回訪問指導員研修会	訪問指導員	1日	10名
特殊教育学校寄宿舎指導研究協議会	舎監及び寮母	1日	40名
特殊教育担当教員研修会	特殊学級担当者	3日	120名
養護学校学習指導法講習会	養護学校教員	1日	50名
盲学校学習指導法講習会	盲学校教員	1日	50名
聾学校学習指導法講習会	聾学校教員	1日	50名
精神薄弱教育教育課程研究集会	特殊学級担当者	2日	120名
心身障害児就学指導講習会	教委・学校関係者	2日	400名

異常児教育（二講座、定員五十名）
異常児心理（二講座、定員五十名）
異常児病理（一講座、定員五十名）
盲学校関係
点字の理論及び実際（一講座、定
員二十名）
盲心理（一講座、定員二十名）
聾学校関係
聾心理（一講座、定員四十名）
言語指導の理論及び実際（一講座
定員四十名）

(2) 研修会等

県主催の各種研修会は上のとおりで
すが、その他文部省主催の研修会にも
教員を派遣しております。

(3) 長期研修生・内地留学生の派遣

長期研修生・内地留学生の派遣

派遣先	障害別	期間	派遣者数	派遣先	障害別	期間	派遣者数
国立特殊教育総合研究所	盲	1年	1	国立特殊教育総合研究所	情緒障害	3か月	1
同上	精神薄弱	同上	1	同上	重度・重複障害	同上	3
同上	病弱	同上	1	県教育センター	精神薄弱	1年	1
同上	聾	3か月	1	宮城教育大学	言語障害	同上	1
同上	精神薄弱	同上	2	横浜国立大学(特専)	精神薄弱	同上	2
同上	病弱	同上	1	同上(養成課程)	重複障害	同上	2
同上	言語障害	同上	1	計			18